

# 補助金等適正化チェックシート

補助金等の名称	長久手市障がい者社会見学事業助成金	担当部課	福祉部福祉課
---------	-------------------	------	--------

基本情報	支出根拠	補助要綱	有	長久手市障がい者社会見学事業助成金交付要綱				
		根拠法令等						
	総合計画	基本目標	4 誰もがいきいきと安心して暮らせるまち-生活			会計区分	一般会計	
		政策	4-1 住み慣れた場所で安心して暮らすことができる地域づくり			予算区分	3-1-4 身体障がい者福祉費	
		施策	4-1-1 暮らしを支える生活基盤の充実			中事業名	障がい援護事業	
	補助制度開始年度	平成27年度	制度終了(予定)年度	令和13年度	細節名称	補助金		
	交付先(団体名)又は対象者	市民活動団体等			交付年数【※】	通算		
	会員数【※】		年	月	日現在	会費【※】		
	他団体への交付【※】				制度の周知方法【※】			
	ガイドラインの適用	適用(予定)	令和5年度					
		例外規定	無し					
	最新年度の補助内容	補助対象経費	旅費、道路通行料、使用料及び賃借料等					
		補助対象事業費の総額	1,600,000円	補助金額	800,000円	事業全体の補助率	50%	
		特記事項						

補助金等の目的・内容・効果	目的	(市民生活の維持・向上に資するものか) 障がい者の社会参加の促進や自立した生活を支援することを目的とする。				
	内容	(団体向け補助の場合は補助対象となる活動内容について、個人向け補助の場合は制度概要について記入) 団体が障がい者の社会参加の促進や自立した生活を支援することを目的として実施する社会見学事業に対して経費の一部を補助する。				
	事業費補助の実績 (団体の主な活動の実績) ※今年度は予定	R3年度実績(2021)	R4年度実績(2022)	R5年度実績(2023)	R6年度予定(2024)	
		実施なし	1団体が実施	1団体が実施	3~4団体の実施を想定	
	補助対象事業費		365,260円	500,820円	1,600,000円	
	補助金額		365,260円	250,000円	予算額 800,000円	
	財源	国及び県		171,000円	125,000円	400,000円
		市(一般財源)		194,260円	125,000円	400,000円
		その他				
	補助金等の効果 ※今年度は予定		障がい者の社会参加及び保護者等の交流の機会となった。	障がい者の社会参加及び保護者等の交流の機会となった。	障がい者の社会参加及び保護者等の交流の機会とする。	
今後の方向性・担当部署の自由意見	より多くの障がい者やその家族の交流機会の拡大に向け、団体に属さない障がい者も参加できるよう、広く事業を周知するよう、実施団体へ案内している。					

【※】欄は、団体補助のみ

確認の視点		チェック	左記のチェック内容とした理由	
公益性	補助事業（事業の内容）が、市の施策（総合計画）と整合性が図られているか	○		
	効果が幅広く市民生活の維持・向上に不可欠なものか	○		
	市民ニーズは認められるか	○		
有効性・妥当性	補助金額に見合った効果があがっているか	○		
	社会情勢の変化により補助効果が薄れていないか	×	団体やグループに所属する又所属を希望する障がい者が減少しており、事業実施のハードルが高い。	
	少額または申請件数の少ない補助金について継続していく必要があるか	○		
	直近3年間の成果（効果）状況が維持又は向上しているか	○	コロナ禍は中止していたが、令和4年度以降は申請がある。	
	会計処理・実績報告が正確に行われているか【※】	○		
	補助対象経費	公金で補助することが妥当か	○	
		補助率や補助金額（補助対象経費や補助額の設定）は妥当か	○	
		経費の用途は明確か	○	
		基準を逸脱して補助していないか	○	
		運営費的な内容の補助により、補助対象が曖昧になっていないか【※】	○	
補助金額を超える繰越金の発生はないか【※】	○			
市の施策的課題の解決につながるものか	○			
社会情勢、他の自治体の取組状況を踏まえて実施が適切か	×			
補完性・公平性・透明性・他	市民や団体の自主的な行動支援に寄与するものか	○		
	委託や直接執行よりも補助金等による事業執行が適切か【※】	○	助成金により、団体等の自主的な活動を促す。	
	補助金を交付する目的が達成されたにもかかわらず、同一対象者に長期間にわたり補助金を支出していないか	○		
	補助対象者を限定するなど、交付先に偏りがないか（特権的な恩恵を与えていないか）	○		
	同様の活動を行っていれば、誰でも補助を受ける機会が確保されているか【※】	○		
	補助金の概要、要綱等がホームページなどに掲載されているか	○		
	事業の実施状況（実情）の確認、監査等が適切に実施されているか【※】	○		
補助事業に類似する事業がある場合に、統合の可能性を検討しているか	○	類似事業なし。		
総合評価	担当課の評価	評価理由、見直す場合はその内容		
	A	ガイドラインに沿って補助率、終期を設定したほか、全体的に見直しを行い、令和5年度から施行した。団体の会員だけでなく広く市民を募って事業を実施することにより、障がい者等の交流機会の確保につなげていく。		

【※】欄は、団体補助のみ